

チケット発売開始  
4月18日  
前売券全席指定  
2,000円(当日2,500円)  
※宝くじの助成による特別料金です。

宝くじ ふるさとワクワク劇場 in南島原

6月6日 ありえコレジヨホール

開場：午後1時30分 開演：午後2時

第1部 お笑いオンステージ

出演：笑福亭仁鶴、オール阪神・巨人、大木こだまびびき

第2部 トーク「ふるさと、わが町あのひと・このひと」

出演：市民の代表者

第3部 ほのほのコメディ劇場

出演：吉本新喜劇メンバー&南島原市の皆さん\*  
※オーディションに合格した人



大募集 「ほのほのコメディ劇場」 への出演希望者を募集します。～公開オーディション～

吉本新喜劇のメンバーと共演できるチャンスです。皆さんのチャレンジをお待ちしています。

5月16日(日)午後2時～ ありえコレジヨホール 5月6日(木) (当日消印有効)  
ハガキ、FAX または Eメールでご応募ください。

(住所、氏名、性別、年齢、電話番号を明記してください。年齢、性別など一切制限はありません)

教育委員会生涯学習課 ☎050(3381)5082 FAX0957(85)2767  
〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地  
Eメール gakushuu@city.minamishimabara.lg.jp



宝くじは、広く社会に役立てられています。

平成22年度南島原市奨学生募集

教育委員会 教育総務課 ☎050(3381)5080

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

●募集期間  
4月12日(月)～5月31日(月)

は3年以内に償還していただきます。

大学2年生以上は在学大学のものが必要で、3月※今年度卒業予定者は、3月中の準備をお勧めします。

- 貸し付けを受ける人の条件
  - ① 経済的理由により、修学が困難であること
  - ② 人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと
  - ③ 貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人が存在すること

- 出願の方法および留意点
 

申請に必要な書類は、各町教育振興班および本庁教育委員会に備えています。借入申請希望者は、在学証明書(入学後の在学が発行)および成績証明書(高校1年生は卒業した中学校、大学1年生は卒業した高校、

- 他との併願
 

他公私団体の奨学金制度との併願はできますが、併給はできませんので留意願います。他公私団体との重複決定の場合は、本人の意向を確認します。

●奨学金の償還方法  
当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月賦・半年賦・年賦のいずれかを希望により選択していただきます。償還期間は、高校のみの貸付者は5年以内、その他の場合は8年以内、退学およびその他の理由により貸し付けを廃止された場合

●奨学金の月額

高等学校(国立海上技術学校を含む)  
15,000円以内

大学(短大を含む)  
30,000円以内

高等専門学校  
30,000円以内

専修学校(2年以上の専門課程に限る)  
30,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、今年採用者の初回貸与は7月末の予定です。また、貸与する奨学金には利子は付きません。

平成22年4月から、

パスポートの申請は市役所へ

市民生活部 市民課 ☎050(3381)5040

平成22年4月1日から、県(島原半島は、島原振興局)で行っていたパスポートの申請、交付は、市役所西有家庁舎1階で行うこととなりました。パスポートの申請、交付を希望する人は、取扱窓口で手続きをお願いします。

なお、長崎県島原振興局内のパスポートセンターは、3月31日の業務終了後に閉鎖されますのでご注意ください。

- 申請開始  
3月31日(水)までは、島原振興局へ申請  
4月1日(木)からは、市役所西有家庁舎で申請

- 取扱窓口  
南島原市役所西有家庁舎1階パスポート申請コーナー(南島原市西有家町里坊96番地2)

- 取扱時間  
月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午および午後1時～5時

- 申請できる人  
原則として、南島原市に住民登録をしている人  
※パスポートの申請、受け取りは、西有家庁舎以外ではできません。  
※パスポートの受け取りは、窓口で、必ず本人が受け取ってください。



高額医療・高額介護

合算療養費申請を!

市民生活部 市民課 保険年金班 ☎050(3381)5040

国民健康保険または後期高齢者医療保険の医療費と介護保険の介護費に自己負担がある世帯で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、超えた分を払い戻します(要申請)。

対象となる世帯には、順次申請書を送付しますので、申請書の提出をお願いします。

ただし、対象期間中に住所・世帯・医療保険(国民健康保険や社会保険など)に変更があった世帯には、申請書を送付できない場合がありますので、届かない場合は、お問い合わせください。

申請は、毎年7月31日時点で加入していた医療保険が窓口です。

●世帯の自己負担限度額

国民健康保険で70歳未満の人+介護保険		国民健康保険で70～74歳の人または後期高齢者医療保険の人+介護保険	
住民税非課税世帯	34万円(45万円)	低所得Ⅰ	19万円(25万円)
一般世帯	67万円(89万円)	低所得Ⅱ	31万円(41万円)
上位所得者世帯	126万円(168万円)	一般	56万円(75万円)
		現役並所得者	67万円(89万円)

※表中の( )内の金額は平成20年4月1日から平成21年7月31日の16カ月の限度額。ただし、平成20年8月以降に自己負担額が集中した場合は、通常の1年間の限度額を適用

●申請に必要なもの…印かん・保険証・振込先の口座番号

